

| | | | | | | | | | | |
|------|----|--|--|---|----|--|--|--------|----|--|
| 学生番号 | | | | | | | | 憲法基礎演習 | 13 | |
| 学籍 | 学科 | | | 年 | 氏名 | | | | | |

第 13 回の資料を読んだうえで、以下の問いに答えて、第 13 回の演習の際に提出してください（提出物は返却しないので、必要があれば控えをとっておいてください）。

1. 児童ポルノを規制する理由・目的ないし保護法益は何だと考えられるか。
2. 児童ポルノの単純所持を処罰することは、憲法 13 条、21 条 1 項、31 条等に反しないか。
3. 性に関する自己決定権というものは、憲法上、保障されるか。保障されるとすれば、根拠条文は何条であって、その内容は具体的には何か。それは、未成年者にも保障されるか。
4. 児童福祉法は、児童（18 歳未満の者）に淫行をさせる行為を禁止し（34 条 1 項 6 号）、これに違反した者に対して刑罰を設けている（60 条 1 項）が、そもそも禁止することは妥当か。違反者に対して刑罰を科すことは妥当か。